



## 日本の『戦後補償裁判』と国際法

五十嵐, 正博

---

(Citation)

国際法外交雑誌, 105(1):1-28

(Issue Date)

2006-05

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90001028>



# 日本の「戦後補償裁判」と国際法

神戸大学教授

五十嵐正博

- I はじめに
  - 1 「戦後補償裁判」とは何か
  - 2 戦後補償問題の顕在化と「戦後補償裁判」の始まり
- II 下田事件およびシベリア長期抑留補償事件の「戦後補償裁判」への影響
  - 1 下田事件
  - 2 シベリア長期抑留補償事件
- III 日本の「戦後補償裁判」における国際法上の論点
  - 1 一般的考察
  - 2 「国際法の一般原則」と個人の国際法主体性
  - 3 慣習国際法の成立要件
  - 4 国際法と国内法との関係：直接適用可能性または自動執行性の問題
  - 5 平和条約等による請求権の「放棄」
- IV 日本の「戦後補償裁判」に対する外国での評価
- V おわりに

## I はじめに

### 1 「戦後補償裁判」とは何か

戦争被害者である個人が、国内裁判所においてその損害賠償を請求する権利を有するの  
か否かをめぐる問題が、国内外において注目されるようになったのは比較的最近のこと  
であるといえよう。わが国においては、「戦後補償裁判」といわれることが多く、外国にお  
いては、「戦争犠牲者の損害賠償請求権」問題として扱われることが多いように思われる。

本稿で検討の対象とする「戦後補償裁判」は、主に第2次世界大戦において日本政府や  
軍当局、ないし日本企業が行った国内法・国際法違反に基づき、自国民および/または外  
国人が受けた身体的・精神的・物質的損害に対して、戦後にその補償を求めて日本の裁判  
所に提起されたものを指すが<sup>1)</sup>、より広く、戦後の日本の執った措置、たとえば、被爆者援  
護法、遺棄毒ガスの放置などが問題とされた事例も含めるものとする<sup>2)</sup>。わが国における

1) 藤田久一「戦後補償の理論問題」『国際人権』5号(2004年)2頁参照。

2) 「戦後補償裁判」の定義について、岡田正則「戦後補償裁判の動向と立法的解決」池明観・五十嵐正博他編著『日韓の相互理解と戦後補償』(日本評論社、2002年)144頁注(1)参照。

「戦後補償裁判」は判決も多数に上り、その論点も多岐にわたり、しかも、それらの多くは国際法の基本原則に関するものである<sup>3)</sup>。本稿で扱う問題は、筆者の問題関心に基いた限定的なものであり、それらの考察も、筆者の能力と、紙数の制限からして、概観的なものであることをお断りしたい。また、言及する判例も限られたものでしかない。

## 2 戦後補償問題の顕在化と「戦後補償裁判」の始まり

わが国において、戦後補償問題がいつから議論されるようになったかは明らかではないが、初期には、1952年の戦傷病者戦没者遺族等援護法の成立を受けて、在日韓国人傷痍軍人会が結成され、やがて障害年金の支給を求める裁判につながってゆく<sup>4)</sup>。また、朝鮮総連を中心とする「朝鮮人強制連行真相調査団」は、1970年代初めから沖縄、北海道、九州などで強制連行の調査を開始していた<sup>5)</sup>。さらに、1990年代以降の「戦後補償裁判」は、1970年半ばより大沼保昭教授などによってなされてきたさまざまな運動を伴う学問的な営為という下地があったことも書き留めておかなければならない<sup>6)</sup>。

1989年11月には、金東勲教授、金敬得弁護士、姜在彦教授らにより「戦後補償問題研究会」が結成された。この研究会の問題意識は、戦争犠牲を強制しながら、その補償では排除するという理不尽を座視できないこと、鄭商根事件にみられる「国籍の壁」、そして歴史認識であった<sup>7)</sup>。本書においては、強制連行・強制労働問題が中心であり、「従軍慰安婦」については、「史料に乏しく、まだその実態がほとんど明らかにされていない」<sup>8)</sup>、と述べられている。

1990年5月28・30日には、参議院予算委員会において、竹村泰子議員が強制連行および「従軍慰安婦」に関する調査の問題を取り上げ<sup>9)</sup>、同年6月6日には本岡昭次議員は、『鉦

---

3) See Igarashi, M., "Post-War Compensation Cases, Japanese Courts and International Law, 43 *Japanese Annual of International Law* (2000), pp. 48-49.

4) 金敬得「在日韓国・朝鮮人戦傷者の訴え」戦後補償問題研究会編『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』（明石書店、1991年）99-101頁参照。たとえば、鄭商根事件は、1991年1月31日、大阪地裁に提訴された。元日本軍族在日韓国人援護法障害年金請求却下処分取消訴訟、訴月42号8号157頁（以下、最近では、たとえばLEX/DB等での検索が容易になったこともあり、判例掲載文献は網羅的ではないことをお断りする）。わが国の戦後補償関係法律については、岡田正則「戦後補償をめぐる日本政府の対応」池明観・五十嵐正博他編著『前掲書』（注2）107頁参照。

5) 朝鮮人強制連行真相調査団編『強制連行された朝鮮人の証言』（明石書店、1990年）参照。

6) たとえば、大沼保昭『〔新版〕単一民族社会の神話を超えて—在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』（東信堂、1993年）参照。

7) 姜在彦「はじめに」戦後補償問題研究会編『前掲書』（注4）iii頁。

8) 金英達「第二次大戦中の朝鮮人戦時動員について」『前掲書』37-8頁。

9) 平成2年5月28・30日、参議院予算委員会会議録14号・16号。

山と朝鮮人連行』<sup>10)</sup>に言及して、強制連行の実態の解明を追及し、さらに「強制連行者の中に従軍慰安婦という形で連行されたという事実もあるんですが、そのとおりですか」との質問を行い、政府委員から「従軍慰安婦なるものにつきまして、古い人の話等も総合して聞きますと、やはり民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようでごさいますて、こうした実態について私どもとして調査して結果を出すことは、率直に申しましてできかねると思っております。」との答弁がなされた<sup>11)</sup>。

韓国においては、1990年7月、挺身隊研究会（同年11月、韓国挺身隊問題対策協議会創立）が活動を始めた<sup>12)</sup>。そして、なによりも、1991年8月、金学順女史が「慰安婦」であったと名乗りでたことが、この問題を社会問題とするきっかけになったといえよう。金学順女史らは、1991年12月6日、東京地裁に提訴することになり<sup>13)</sup>、以後堰を切ったように「戦後補償裁判」が提起されることになる<sup>14)</sup>。

国連においては、1993年7月に『ファン・ボーベン報告書』<sup>15)</sup>、1996年1月4日に『クマラスワミ報告書（日本軍「慰安婦」問題報告書）』<sup>16)</sup>、さらに、1998年6月22日に『マクドゥーガル報告書（「武力紛争下の組織的強かん、性奴隷および奴隷制類似慣行に関する最終報告書」）』<sup>17)</sup>が出された。

また、この間、1994年8月31日に「アジア女性基金」が発表され、同年9月2日に、国際法律家委員会（ICJ）調査報告書案が日本政府および関係諸国に送付された<sup>18)</sup>。

---

10) 金慶海他『鋳山と朝鮮人連行』（明石書店、1987年）。

11) 平成2年6月6日、参議院予算委員会会議録19号。

12) 挺身協・挺身研編『証言 強制連行された朝鮮人慰安婦たち』（明石書店、2003年）参照。

13) アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟、2001年3月26日東京地裁判決、判例集未登載。

14) 岡田正則教授は、90年代に入って、戦後補償をめぐる訴訟が多数提起されるようになった理由として、東アジアにおける冷戦構造の終焉と軍事独裁政権の崩壊、被害当事者の高齢化、日本の歴史を見直そうとする世論の変化を指摘している。岡田正則「前掲論文」（注2）132頁参照。田中宏『戦後60年を考える』（創史社、2005年）15頁も参照。

15) E/CN.4/Sub.2/1993/8.

16) E/CN.4/1996/53/Add.1.

17) E/CN.4/Sub.2/1998/13.

18) 国際法律家協会（ICJ）『国際法からみた「従軍慰安婦」問題』（明石書店、1995年）。

## Ⅱ 下田事件およびシベリア長期抑留補償事件の 「戦後補償裁判」への影響

### Ⅰ 下田事件

今日までの「戦後補償裁判」において、国際法上の個人の請求権を認め、それに基づいて補償を認めた判例はない。「戦後補償裁判」の国際法に関連する諸問題は、下田事件およびシベリア抑留事件両判決の論旨を基本的に受け継いできたように思われる。

周知のように、下田事件において、東京地裁は、田畑茂二郎教授、高野雄一教授および安井郁教授という当時のわが国を代表する国際法学者に鑑定書を依頼した。同事件判決は、「国際法による評価」、「国内法による評価」、「被害者の損害賠償請求権」、「対日平和条約による請求権の放棄」および「請求権放棄による被告の責任」の諸問題を扱い、今日の「戦後補償裁判」に関連する、すべてではないが、多くの争点を検討していることが分かる<sup>19)</sup>。

「国内法による評価」に関しては、「原子爆弾投下行為が国際法違反である以上、国内法においても不法行為であると解する余地は十分考えられる。」とした点が注目されよう。また、英米法における「国王無答責の理論」、「国家免除の法理」、また「統治行為論」も問題とされた。

「被害者の損害賠償請求権」の部分は、良く知られたところであり、国家間アプローチ<sup>20)</sup>といわれる伝統的国際法の立場<sup>21)</sup>を、判決の中で見事に集大成したものといえる。この部分で、とりわけ問題とされたのは、「個人の国際法主体性」および「外交的保護権」であった。これらの部分は、「戦後補償裁判」判決に通底する論理であるので、やや長くなるのを承知で、本判決の論理を追うことにしよう。

裁判所は、「交戦国が国際法上違法な戦闘行為によって相手国に損害を加えた場合には、その損賠を相手国に対して賠償しなければならないことは、国際法上確立された原則である。」（判決理由四（一））とし、「それでは、国際法上の違法な行為によって損害を受けた個

19) 下民集14巻12号41頁。

20) 阿部浩己教授は「古典的モデル」と呼ぶ。阿部浩己『人権の国際化』（現代人文社、1998年）260頁以下参照。

21) 藤田久一教授は、この部分と「対日平和条約19条の解釈」部分について、「当時の通説に従ったものといえる。」と評価し、この立場は、「戦後補償裁判」において、日本の国内裁判所が一貫してとり続けてきたものと述べている。藤田久一「広島・長崎原爆投下事件」田畑茂二郎他編著『判例国際法』（東信堂、2000年）515頁、藤田久一「〔はしがき〕国際法からみた戦後補償請求訴訟」藤田久一他編『戦争と個人の権利』（日本評論社、1999年）17-18頁。

人は、加害国に対して国際法上に基づく損害賠償請求権を有するのであろうか。」と問う。そして、「まず、個人も当然に国際法上の権利主体となりうるか」の問題を考察し、国際法の伝統的な考え方は、国際法上の権利主体を国家に限定しているが、国際法が従来主として国家間の関係を規律していたというところから、当然に個人が国際法上の権利主体とはならないという結論は出てこない、などの理由で、国際法の本質を論じてみても、それによって当然に国際法上の権利主体が国家に限定されるという結論も出てくるものではない、と述べる（判決理由四（二））。

「それでは、逆に個人は常に国際法上の権利主体となりうるか。」と問う。「個人の国際法上の主体性は、国際法（主として条約）が個人の権利義務に関して規定している場合に、はじめて問題となるのであるが、この場合、国際法学説として、国際法上個人の権利義務が規定されていれば、それだけで個人に国際法上の権利義務が生ずるとする考え方と、個人がその名において国際法上権利を主張し、義務を追及される可能性がなければ国際法上の権利義務が生じたとはいえないとする考え方が対立している。」「この対立は、国際法主体、ひいては法主体性一般に関する理解の仕方の相違によって生ずるものであるが、一般的にいて、ある者に権利主体又は法主体が認められるということは、その者の名において権利を追求し、義務を負わされる可能性をもつことを意味する」から、後者の考えが正当であり、このような意味での個人の国際法上の主体性を認めた条約についてみると、ヴェルサイユ条約その他の講和条約により設定された混合仲裁裁判所の例にみられるような場合に限って、はじめて個人が国際法の権利主体となると解するのが相当である（判決理由四（三））。

次いで、原告による「個人の権利はその本国によって行使されるから国際法上個人が請求権を有するという趣旨」の主張に対して、裁判所は、「その趣旨が国家はその国民のために、その代理人として、国民の名において国際法上権利を行使するというのであれば、国際法上そのような先例はないし、またこれを是認すべき国際法上の根拠は何もない。」として退けたうえで、「国家がその国民のために国家の名において相手国に対し、国民の被った損害の賠償を請求することは、国際法によって認められている」として、外交的保護権に言及した。そして、「外交的保護権を行使するかどうかは、国家が自らの判断により決定し、しかも自らの名において行使するのであって、国民を代理するわけではない。この現象をポーチャード等は「個人の請求権の国家の請求権への没入」と呼んでおり、この場合、個人が国際法上の権利主体であると考え余地はないといわなければならない（判決理由四（四））。

こうして、国際法上違法な戦闘行為によって被害を受けた個人は、例外的な場合を除い

て一般に国際法上その損害賠償を請求する途はない、と述べ、したがって、残るところは、交戦国の一方または双方の国内裁判所による救済を求めることが可能かどうかということに帰するとし、日本国の国内裁判所による救済は、これを求めることはできない、なぜならば、被害者は相手国を被告として、本件でいえば原告等は米国を被告として、わが国の裁判所に訴えを提起することになるが、国家が他の国家の民事裁判権に服しないことは、国際法上確立した原則であり、わが国においてもこの原則を承認している、とした。

「対日平和条約による請求権の放棄」について、原告は、対日平和条約19条(a)の結果、原告等は米国およびトルーマンに対する損害賠償請求権を法律上全く喪失した、と主張し（請求の原因五（一））、これに対して、被告国は、「国家が個人の国際法上の賠償請求権を基礎として外国と交渉するのは国家の権利であり、この権利を国家が外国との合意によって放棄できることは疑いないが、個人がその本国政府を通じないでこれとは独立して直接に賠償を求める権利は、国家の権利とは異なるから、国家が外国との条約によってどういう約束をしようと、それによって直接これに影響は及ばない」のであり、したがって、同条にいう『日本国民の権利』は、国民自身の請求権を基礎とする日本国の賠償請求権、すなわちいわゆる外交的保護権のみを指すものと解すべきである。」と主張したのである（被告の抗弁五（一）（二））。

これに対して、裁判所は、「この考え方は正しくない。外交的保護権は、既に述べたように、国家固有の権利である。従って、第一九条(a)でいえば、「日本国の請求権」の中に含まれるものである。のみならず、一般的な表現として、「日本国民の請求権」とは実体的な権利であると考えられるのに反して、外交的保護権とは、自国民の相手国に対するその国の国内法上の権利を伴って発動する例が多いとは言え、あくまでも手続的な権利であると考えられるからであり」、（判決理由五（三））また、「国家は、法主体として別個の存在である国民の請求権を放棄できない」という考え方に対して、そこにいう国民の請求権が国際法上の権利を指すものとすれば、まさにそのとおりであるが、国家が自国民の国内法上の請求権を放棄することは、可能であるといわなければならないとし、「国家はその統治権の作用により、国内法上の一定の手続きにより、国民の権利義務について設定、変更、廃棄することができるから、かような関係にある国民の権利を、相手国に対して放棄することを約束することは、ことの当否はともかくとして、法理論としては可能だから」であり、このことは対日平和条約14条(a)2(1)で、日本国が連合国内にある日本国民の財産を連合国が処分する権利をもつことを承認していることから明らかであり、この場合に放棄の対象とされるのは、国民の国内法上の権利であることは容易に理解できる。」（判決理由五（四））「そうすると、第一九条(a)で放棄された「日本国民の請求権」が、日本国民の連合国及

び連合国民に対する、日本国及び連合国における国内法上の請求権と解するのが自然であろう。安井郁、田畑茂二郎、高野雄一の各鑑定も、これが日本国民自体の権利であることについては結論が一致している。そして、日本国政府も、これが国民の権利であると考えていたことは、昭和二六年（一九五一年）一〇月一七日衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会における政府委員西村熊雄（当時の外務省条約局長）が、対日平和条約の逐条説明で、その趣旨の説明をしていることから明らかである。」と判示した。（判決理由五（五））

さらに、裁判所は、原告等の、「日本国民の請求権」の中には個人の国際法上の請求権も含まれる、との主張を検討し、個人の国際法上の請求権は条約によって規定され、かつ国際的に出訴権その他個人がその名においてこれを主張することのできる手続的保障が存在してはじめて認められるとの見解を繰り返し、さらに、対日平和条約以前に、条約の規定をまたず当然に、個人に国際法上の損害賠償請求権が認められた例はなく、したがって、対日平和条約は日本国民個人の国際法上の損害賠償請求権を認めたものではなく、したがってまた、それを放棄の対象としたわけでもないのであって、対日平和条約19条(a)で放棄されたのは、日本国民の日本国および連合国における国内法上の請求権であるということになる、と判示した（判決理由五（六））。

本判決直後のいくつかの評釈において、「被害者の損害賠償請求権」についての判決理由は、ほぼ肯定的に評価されたように思われる。鑑定人高野雄一教授は、「原爆攻撃が国際法上違法か適法か」の問題についてのみ評釈を加え、「原爆攻撃で被害を受けた個人は法的にいかなる権利をもつか」の問題については「割愛」している。もっとも、「個人の国際法主体性」について、「判決は必要以上にこの点に深入りした感がある」として「判決理由」四（二）(三)をあげ、その他の諸問題が取り上げられるべきであろうとされるが、「結論には必ずしも反対ではない。」とした<sup>22)</sup>。鑑定人安井郁教授は、その鑑定書において、「国際社会の慣例によれば、国際法上の損害賠償請求権は、被害者たる国民自身によってではなく、被害者の所属する国家によって行使されるのを原則」とし、本件にもこの原則が適用されるのであり、対日平和条約19条(a)にいう「すべての請求権」のなかに、米国による原爆攻撃から生じた損害賠償請求権も含まれることは、解釈上疑いの余地がなく、したがって、請求権を放棄したわが国が必要な措置をとるべき責任を有する旨主張したことを明らかにしている<sup>23)</sup>。その上で、本判決について、米国の国際法違反の攻撃に対する原爆被害者の国際法上ならびに国内法上の損害賠償請求権を否認し、したがって、平和条約による

22) 高野雄一「原爆判決とその問題点」『ジュリスト』293号（1964年）38頁。

23) 安井郁「原爆攻撃と国際法上の損害賠償」『法律時報』36巻2号（1964年）53-58頁。

請求権の放棄については、原告は喪失すべき権利をもたないのであるから、法律上これによる被告の責任を問う由もないとする判決部分に反対であるとして、この論理にしたがえば、原爆攻撃の国際法違反を断定しても、被害者の救済については、なんらの意義もないことになってしまうのであり、「個人の国際法上の損害賠償請求権について、従来の国際法理論の根本的な再検討を求めざるをえない。」と述べるが、それ以上の議論は展開していない。また、鑑定人田畑茂二郎教授は、対談の中で「あの判決のメリット、デメリットにはく自身ちょっと責任があるような気がしているんです。」と後に述べているが、そのデメリットの中身については語っていない<sup>24)</sup>。

石本泰雄教授は、個人の損害賠償請求権については、「法的にみて、被災者が直接に米国およびトルーマン大統領にたいして賠償請求をすることは、国際法からも米国国内法からも不可能であり、したがって国が対日平和条約でこれらの請求権を放棄したことも国の不法な措置とはかならずしもいえないというわけである。この結論はやむをえないであろう。」と述べた<sup>25)</sup>。山手治之教授は、本件判決は、原爆投下は国際法に反するのに、被害を受けた個人に賠償請求の権利はないというが、「現行国際法の制度の上では、これはたしかにそうなのであって、判決の態度は肯定されなければならない。」と述べ、この問題については「現行国際法の制度は個人の権利の保障という観点からみて不十分であることは明らかであって（従来の国際法は国家中心であった）、漸次個人の国際裁判所への出訴権を認めることによって、直接被害者個人による救済の方法を確立してゆくことがどうしても必要であろう。」と述べた<sup>26)</sup>。

24) 田畑茂二郎『国際社会の新しい流れの中で』（東信堂、1988年）124-131頁。

25) 石本泰雄「原爆判決の意味するもの」『世界』（1964年2月）『国際法研究余滴』（東信堂、2005年）所収224-225頁。

26) 山手治之「原爆判決について」『法学セミナー』95号（1964年）64-66頁。なお、寺沢一教授は、対日平和条約19条について、「日本国民の請求権」とは、国の主張によれば外交的保護権だというが、「その当否は別として、制度の性質上、保護をするかどうかは国家の裁量であることからみて、日本国憲法二九条による国家賠償義務を免れるための論理、すなわち国に対する賠償請求権を認めないという結論を妥当化するためには、この国側の主張は、結論だけは筋が通っている。」寺沢一「原爆判決の法的問題点」『法律時報』36巻2号（1964年）52頁）と、後に、山手治之教授が「外交保護権のみ放棄論」の意味を詳細に分析した結果をすでに指摘していた。また、竹本正幸教授は、「相手交戦国の違法な戦闘行為により被害を被った個人が、加害国に損害賠償を請求できるかの問題に関連して、個人が国際法上の権利主体となりうるか、および外交的保護権がどのような性質のものであるかを論じ、いずれも今日の通説とみられる立場を支持した。」「対日平和条約19条(a)にいう「日本国及び日本国民の請求権」に意味については、通説的解釈に従った。」と評価している。竹本正幸「原爆判決（下田事件）」田畑茂二郎・大寿堂鼎編『ケースブック国際法〔新版〕』（有信堂、1987年）349頁。

## 2 シベリア長期抑留補償事件

シベリア抑留事件判決<sup>27)</sup>、とりわけ、その高裁判決が出されたのが1993年3月5日であり、その後相次いで出されることになる、「戦後補償裁判」判決において、本件の論旨は、被告側の主張および判決に大きな影響を与えることになったといえよう。

本件において、東京地裁判決は、「自国民捕虜補償原則の国際慣習法性」について、「国際慣習法の成立要件」を検討し、まず、国際司法裁判所規程38条を引いて、一般にその成立要件として一般慣行と法的確信とがあげられるとし、これらは認められないとして退けた。次いで、原告らの本原則の内容の国際慣習法は、日本国憲法98条2項により、国内法としての効力を有する結果、被告に対し、右国際慣習法に基づき本件請求権を取得したとの主張に対して、「これは、国際法上の自動執行力の問題」であり、「今日多くの国の憲法において、国際慣習法は、国内法への変形など格別の措置をとらなくとも、自動的且つ包括的に国内法の一部となり、国内法上直接適用が可能なが定められているとされ、」日本国憲法98条2項も「右のような意味での国際慣習法の国内的効力を認めたものと解される」が、国際慣習法が国内で自動執行力をもつためには、国際慣習法の存在とその内容とが格段に明確でなければならない、と判示していた。

高裁判決は、1949年ジュネーブ捕虜条約66条および68条が控訴人に適用され、あるいはこれと同趣旨の国際慣習法が成立していると仮定した場合においても、右国際法を直接適用して結論を導くことが可能であるかどうかという国際法の直接適用可能性の有無の問題は、別途検討する必要があるとし、「我が国では、所定の公布手続を了した条約及び国際慣習法は、他に特段の立法措置を講ずるまでもなく、当然に国内的効力を承認しているものと解される<sup>28)</sup>ところ、国内的効力が認められた国際法規（条約のほか、国際慣習法をも含む。）が国内において適用可能か否かの判断基準について考えるに、まず、当然のことながら条約締結国の具体的な意思如何が重要な要素となることはもとより、規定内容が明確でなければならない。殊に国家に一定の作為義務を課したり、国費の支出を伴うような場合あるいはすでに国内において同種の制度が存在しているときには、右制度との整合性等をも十分考慮しなければならず、したがって、内容がより明確かつ明瞭になっていることが必要となる。また、国際慣習法は、条約とは異なり、不文法たる性格上、その内容は極めて一般的かつ抽象的であるうえ、歴史的にみると、その大部分が国家間の権利義務関係を

27) 東京地裁1989年4月18日、判タ703号63頁、東京高裁1993年3月5日、判タ811号76頁、最高裁第一小法廷1997年3月13日、判タ946号70頁。なお、本判決の概要および問題点について、さしあたり、竹本正幸「シベリア抑留捕虜補償請求事件」田畑茂二郎他編『判例国際法』（東信堂、2000年）519-523頁、広部和也「慣習国際法の自動執行性」山本草二他編『国際法判例百選』（別冊ジュリスト No. 156、2001年）20-21頁参照。

規律する場合が多かったこともあって、これまで国際慣習法については特にその国内適用可能性が問題となる例は少なかった。したがって、直接個々の国民の権利・利益を規律する場合においても、すでに国内法として存在する規定を一部補充・変更したり、特別を設ける程度のものであればともかく、権利の発生、存続及び消滅等に関する実体的要件や権利の行使等についての手続要件、更には国内における既存の各種の制度との整合性等細部にわたり詳細に規定されていない場合には、その国内適用可能性は否定せざるを得ないものというべきである。」と判示した。（傍点五十嵐）

さらに、本件においては、「憲法29条3項等に基づく請求権」について、日ソ共同宣言6項の解釈が問題となった。その上告理由において、上告人らは、次のように主張した。すなわち、控訴審判決が、いわゆる「カナダ事件」（最高裁昭和43年11月27日大法廷判決・民集22巻12号2808頁）以来の一連の判決にしたがい、対日平和条約で放棄した日本国民の請求権とは、日本国民に対する日本国の「外交保護権」に限られ、したがって日本国民の戦争相手国に対する請求権は消滅せず存在し続けるとしたのは、諸外国にはまったく例を見ない独自の見解であり、日本国は、右請求権の放棄により国民個人の権利を侵害していないとの結論を正当化するための理屈に過ぎない。そして、広瀬善男教授鑑定書<sup>28)</sup>に依拠して、平和条約および日ソ共同宣言による対外請求権の放棄には、国の外交保護権のみでなく、国民自身の請求権も含まれると解される。このことは、平和条約締結当時、被告国も認めていたところであるとし、下田事件判決も言及した昭和26年の衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会における議事録を詳細に引用したのである。これに対して、最高裁判決は、直接答えることなく、わが国が日ソ共同宣言6項後段において請求権放棄を合意したことは、まことにやむを得ないところであったというべきであり、そこに定める請求権放棄により上告人らが受けた損害も、戦争損害の一つであり、これに対する補償は、憲法29条3項の予想しないところといわざるを得ず、したがって、上告人らが憲法29条3項に基づき被告国に対し右請求権放棄による損害の賠償を求めることはできない、と判示した。

本件、最高裁判決は、「所論の自国民捕虜補償の原則が、世界の主要国における一般慣行となり、これが法的確信によって支えられていたとはいえないとした原審の判断は、正当として是認することができる。」と判示した。こうしてシベリア抑留事件判決は、「戦後補償裁判」において、たとえ、国際法違反を認定した場合でも、それによって、個人に損害賠償請求権が認められるとする一般慣行も法的信念も認められず、国際法の国内適用可能

---

28) 広瀬善男『捕虜の国際法上の地位』（日本評論社、1990年）51頁以下参照。

性も認められない、とする判決につながってきたといえよう。

本件については、判決を支持または批判する数多くの評釈がなされている。第1審における慣習国際法の成否に関する認定の問題に限ってはあながち、村瀬信也教授は、裁判所の判断は「提起された個々の論点について綿密かつ的確な検討を踏まえたものと高く評価されよう。」と述べる<sup>29)</sup>。小森光夫教授は、本件控訴審判決についての評釈で、慣習法規の存在を判断する基準について、慣習法規の成立にとって、一般には、一般慣行の存在とそれを法的拘束力を持つ規則とみる法的確信の存在が要件とされ、本判決も一応その二つを基準としているが、常設国際司法裁判所および国際司法裁判所の判決でみると、特定の規則を慣習法規であると判断したときと、そうでないと判断したときとでは、重点の置かれ方が異なるとし、後者の場合は厳格に論じ、前者の場合には、ある程度立法論的判断が入り込むのであって、それは日本の国内判例でもみられると指摘する。また、国際法規の国内的効力の問題について、「国際法規がある国を拘束し国内的な効力を持つとして、それが国内裁判所で直接適用できるかについて、判決は、まず条約締結国の具体的な意思如何が重要な要素であるだけでなく、規定内容が明確でなければならない」とし、この判断は、直接適用に関する米国の対応およびそれを支持する見解に基づくものであるが、「その見解は国内的効力の問題を司法の直接適用に絞りすぎているために、国内的効力の意味合い、及びそれと直接適用の関係との問題が殆ど考慮されていない」と指摘し、「しかも慣習法規は多数国間条約を基礎に論じられることが多く、その意味では不文法ではない。従って、慣習法の内容が大幅な裁量を許す場合は別として、一般的には慣習法規は抽象的であって国内適用可能性は小さいと見なすことには問題があろう。」とする<sup>30)</sup>。また、松井芳郎教授は、わが国における国際法と国内法との関係に関して、本件控訴審判決は、「一般論としては、特段の立法を講ずることなく当然に国内的効力を認められるとしたが、それが直接個人の権利・義務を規律するためには（実際にはその充足が不可能なような）厳しい要件を要求した。」<sup>31)</sup>とする。さらに、岩沢雄司教授は、本件控訴審判決について、締約

29) 村瀬信也「国際慣習法の成否に関する認定」『ジュリスト』937号(1989年)81頁(また、村瀬信也「シベリア抑留補償請求事件控訴審判決」判時1482号185頁参照)。これに対する直接の批判として、広瀬善男『前掲書』(注28)8-18頁参照。

30) 小森光夫「シベリア抑留捕虜強制労働補償事件」『ジュリスト』1046号278頁。東壽太郎教授は、本件地裁判決について、「ある国際慣習法が自動執行力を持つか否かは、自国の国内法制との合致・抵触を検討しつつ、それぞれの国の裁判所が判断すべきことであって、諸外国の自動執行力の認め方の不一致を理由として判断を回避できないと考えられる。」とした。東壽太郎教授「シベリア強制労働補償事件」『ジュリスト』957号265頁。

31) 松井芳郎他著『国際法〔第4版〕』(有斐閣、2002年)21頁。竹本正幸教授は、本件高裁判決は、国際法の国内適用可能性について、従来の判決にはみられないほど、詳細にその実体的要件と手続的要件

国の意思を基準とすることに疑問を呈している<sup>32)</sup>。

### Ⅲ 日本の「戦後補償裁判」における国際法上の論点

#### 1 一般的考察

2006年2月末現在、戦後補償に関して、地裁、高裁および最高裁でなされた判決は合計約100件あり、そのうち、最高裁判決・決定は25件である<sup>33)</sup>。また、3件について和解が成立していると思われる<sup>34)</sup>。「戦後補償裁判」は、そのさまざまな被害の性質からして<sup>35)</sup>、被害者の主張もさまざまに展開される。あえて、分類すれば、人道法アプローチと人権法アプローチとなろう。もちろん、これらは截然と分けられるものではなく、力点の置き方の違いであり、むしろ、両者ともに主張されるのがほとんどであろう。人道法アプローチの典型は、虐殺、捕虜・民間抑留者、細菌戦などについて、ヘグ条約3条を中心とする主張である。人権法アプローチの典型は、「従軍慰安婦」、強制連行・強制労働について、強制労働条約を中心に主張する。そして、個人の損害賠償請求権については、ヘグ条約3条、あるいは、強制労働条約14条から直接に、また、それに加えて、国際法上の国家責任を通じて、さらに、わが国における国際法と国内法との関係から引き出しうるなどの主張が重層的になされてきた。そうした主張を補強するものとして、諸外国の判例、自由権規約委員会の見解、国連人権委員会等の報告書などが援用されてきたといえよう。現在まで、地裁、高裁レベルで、原告（控訴人ないし被控訴人）が、（一部）勝訴した事例は約10件のみであるが<sup>36)</sup>、いずれも、原告の損害賠償請求権の理由を国際法に直接求めたものでは

---

、件を説明した点は注目されるが、「ただ、その要件が厳し過ぎるとの批判はありうるであろう。」と述べている。竹本「前掲」523頁。

32) 岩沢雄司「国際法と国内法の関係」小寺彰他編著『講義国際法』（有斐閣、2004年）114頁。

33) 最近の判決として2005年11月18日、最高裁第二小法廷は、中国山西省性暴力被害者訴訟上告不受理を決定した。共同通信2005年11月18日。

34) 花岡事件について、2000年11月29日東京高裁。同事件について、新美隆「花岡事件—和解の経緯と意義—」『季刊 戦争責任研究』31号（2001年春季号）36頁以下参照。不二越事件について、2000年12月6日名古屋高裁。中国人強制連行京都訴訟について（企業との間でのみ）、2004年9月29日大阪高裁。共同通信2004年9月29日。

35) 拙稿「日本における『従軍慰安婦』裁判と国際法」池田観・五十嵐正博他編著『前掲書』（注2）175頁参照。

36) 最近、被爆者関連の事件について、いくつかの被害者側の勝訴判決がでてきている。これらの訴訟は、広い意味では「戦後補償裁判」には含めうるものではあるが、国際法が争点となっているものはほとんどなく、本稿で検討の対象とする事例としては必ずしも適当とはいえないかもしれない。被爆者関連について、市場淳子「『唯一の被爆国』日本が生んだ在外被爆者」『岩波講座 アジア太平洋戦争4 帝国の戦争経験』（岩波書店、2006年）377頁以下参照。

なく、国内法上の民法（不法行為責任、安全配慮義務違反）や国家賠償法などに求めたものである。それでは、わが国の裁判所は、「戦後補償裁判」に関する国際法上の諸問題にどのような判断をしてきたのであろうか。

なお、「戦後補償裁判」において、本稿では扱うことができない、いくつかの重要な論点があることを指摘しておきたい。一つは、「重大な人権侵害ないしユス・コーゲンス」違反の主張にかかわる。周知のように、外国においては、米国におけるプリンツ事件、ギリシャおよびドイツにおけるディストモ事件、イタリアにおけるフェリーニ事件など、ユス・コーゲンスの問題が主権免除との関連で注目されているが、わが国においては、この問題は、むしろ、時効・除斥期間、国家無答責の主張を排除するものとして援用されることが多いように思われる。また、「ファン・ボーベン報告書」に代表される、国際違法行為は、国家責任を生じさせ、国際違法行為国は、国家責任を解除する義務を負うのであり、被害者個人または個人の集団は、国際法の下で、実効的な救済と正当な賠償に対する権利を有するとの主張がある。

「戦後補償裁判」においては、原告側はその被害事実を詳述するのがほとんど常であるが、それらの事実に関する限り、被告側が「不知」を言うことはあっても、ほとんど争われてこなかったといえよう。しかしながら、判決が、当該行為を国際法に違反すると明示に、または黙示に認定した事例はそれほど多くはない。国際法違反を認定した事例にも興味深いものがあるが、ここでは、それらを詳細に紹介する余裕はないので、事件名のみあげておくことにしよう。少なくとも、不二越事件富山地裁判決<sup>37)</sup>、関釜事件山口地裁下関支部判決<sup>38)</sup>、宋神道事件東京高裁判決<sup>39)</sup>、中国人慰安婦第二次訴訟東京高裁判決<sup>40)</sup>、中国人731部隊被害者訴訟東京高裁判決<sup>41)</sup> がそれである。

## 2 「国際法の一般原則」と個人の国際法主体性

この問題に関しては、多くの判例において、それらに若干の表現の違いはあるものの、下田事件判決の論旨が基本的に受け継がれてきたといえよう。その論旨をあえて単純化すれば、「国際法の一般原則」から、国際法主体性を特定しようとする関心の上に、国際法と

37) 判タ941号183頁。

38) 判時1642号24頁。

39) 判時1741号40頁。

40) 判例集未登載。本判決は、判決正本18頁の短いものである。本判決については、とりわけ「個人請求権の放棄」との関係で、山手治之教授による詳細な研究がある。山手治之「中国人「慰安婦」二次訴訟東京高裁判決—個人の請求権放棄を中心に—」『立命館法学』300・301号（2006年）628頁。

41) 判例集未登載。

は基本的に国家関係を規律する法であるとして、「外交的保護権」に言及し、「個人の国際法主体性」は、例外的に、当該国際法において個人の権利および出訴権が認められている場合に限られるというものであろう。

たとえば、フィリッピン従軍慰安婦訴訟において、1998年10月9日、東京地裁は、「国際法の一般原則」について、「国際法は、国家と他の国家との関係を規律する法であるから、一般に個人が国際法上の法主体性を有するものではなく、国際法が個人の生命、身体、財産等の個人的利益を保護しようとする場合にも、……その義務の違反行為に対しては、被害を受けた個人の属する国家が外交保護権を行使して被害を与えた他の国家に対しその個人の損害賠償を請求するという方法によって、間接的に被害者の救済を図ることを予定しているものである。したがって、個人がその属する国以外の国家に対し権利侵害による被害回復を直接求めるには、これを認める特別の国際法規範が存在しなければならない。」と判示した<sup>42)</sup>。また、英米豪NZ元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟において、1998年11月26日、東京地裁は、「国際法上の個人の法主体性」について、「国際法上の個人の法主体性は、次のとおり、例外的な場合に限り認められるとし、第1に、「国際法は、第一義的には国家間の権利義務を定めるものであるから、個人の生活関係又は権利義務関係を規律の対象としたとしても、そこに規定されているのは国家間の国際法上の権利義務にすぎ」ず、第2に、国際法は、国家間の権利義務を定めるものであるから、ある国家が国際法に違反する行為によって責任を負うべき場合、当該違反行為によって個人が被害を蒙ったとしても、加害国に対して責任を追及できる主体は、被害者の所属する国家であり、国家が外交保護権等を行使することによって被害者の救済が図られ（国家責任の法理）、第3に、個人は、国際法によって、国家に対して特定の行為を行うように国際法上の手続によって要求できる地位を与えられている場合に限り、例外的に法主体性を有するにすぎない。」と判示した<sup>43)</sup>。

このことは、最近の判決においてもほぼ一貫しており、たとえば、中国人731部隊被害者訴訟において、「国際法は、国家と国家又は国際機構等との法律関係に関するものであり、」「個人がその属する国家以外の国から受けた戦争被害については、所属国の外交保護権の行使によって当該国家間において処理されるのが原則であり、」「ヘーグ陸戦条約には、国家が責任を負うべき相手方が個人であることを明記した規定はな（い）」と述べる<sup>44)</sup>。

42) 訟月45巻9号1頁。

43) 判タ998号92頁。その他、オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟、東京地裁判決、判タ991号262頁参照。

44) 本判決については、(注41)参照。

こうした判決に対しては、次のような批判がなされている。小畑郁教授は、「日本の裁判所においては、私人の国際法主体性の有無が、国際法規則を援用しようとする場合にまず問題とされる傾向がある（原爆判決や最近の『戦後補償』判決）。しかし、この場合は、国際法を一般的に受容する体制をとっている国において、その国の法秩序をどう構成するか、ということが実は問題なのであって、国際法秩序の構造把握のために国際法主体を特定しようとする関心から導かれた学説が、そのまま自動的に適用できるわけではないことに注意する必要がある。」と指摘する<sup>45)</sup>。阿部浩己教授は、個人の国際法主体性を「古典的モデル」に依拠して定義することは、いっこうに構わないが、そのように定義された法主体性を欠くことを理由に個人は裁判において国際法を援用しえないと主張することの誤りを指摘し、「国際機関その他の特別の国際制度により、個人が直接自己の権利を主張する国際法上の手続」を保障されていなくとも、個人は日本の裁判所において国際法を援用することを妨げられてこなかったというのが、日本の裁判実務のまごうことなき実相であると述べる<sup>46)</sup>。広瀬善男教授は、個人は国際法の「受範者」として国際法の「主体」である、との立場から、「個人の条約（国際法）上の権利が違法に侵害された場合、被害者個人が国内裁判所（違法行為国法廷か自国法廷かは別として）での通常の救済手続を利用し、右の国際法上の権利義務を直接主張しうるかどうか、むしろ極めて重要である。従ってとまるところ論争は、国際法の「主体」という場合の「主体」の「定義」にかかわる問題にすぎず、要は個人が国際法で権利を付与され、その侵害に対して、国内裁判所を含めて救済手段が確保されているかが重要な問題なのである。」という<sup>47)</sup>。申恵丰助教授は、裁判所の主張は、「個人の国際法主体」と「国際法上の個人の権利」を混同する典型的な議論であり、妥当でない、と批判する<sup>48)</sup>。

### 3 慣習国際法の成立要件

慣習国際法の成立要件についても、すでにシベリア抑留事件でみた論旨が、そのまま、その後の「戦後補償」判決に影響を及ぼしてきたといえよう。

ハーグ条約 3 条の適用が中心的争点とされた最初の事例と思われる上敷香事件において、1995年 7 月 27 日、東京地裁は、「国際法に基づく直接請求の可否について」判断した中で、慣習国際法の成立要件について、国際司法裁判所規程 38 条に言及して、「一般慣行」と「法

45) 松井芳郎他著『前掲書』（注 31）60 頁。

46) 阿部『前掲書』（注 29）260-263 頁。

47) 広瀬善男「戦争損害に関する個人の賠償請求権」申恵丰他編『戦後補償と国際人道法』（明石書店、2005 年）106-114 頁。

48) 申恵丰「ハーグ陸戦条約 3 条と個人の損害賠償請求権」申恵丰他編『前掲書』（注 47）262-266 頁。

的確信」双方の存在の必要を指摘し、「原告らが主張する国際慣習法の成否についてみると、国家による国際人権法や人道法の義務に違反する行為があった場合に、その国家が被害者個人に対して、直接損害賠償の責任を負うとの一般慣行は未だ成立しているとはいえず、法的確信の存在も認められない。」と判示した<sup>49)</sup>。他方で、宋神道事件において、2000年11月30日、東京高裁は、「控訴人が主張する国際法に基づく謝罪及び損害賠償請求権について」、「奴隷条約とその国際慣習法」の問題を検討する際に、国際司法裁判所規程38条1項(b)に言及して、一定の国際慣行の成立と、法的確信の存在が必要であると解した上で、「この観点から見ても、日本が批准しなかった奴隷条約が諸国家においてこれを法的なものとする確信が存在した限りは、これを国際慣習法と認めるのが相当」であり、したがって、奴隷条約が発効した後においては、これとほぼ同一内容の国際慣習法が成立していたと認めるのが相当」であり、さらに、「各国の奴隷取引の禁止の措置は一九世紀初頭から始まり、右奴隷条約を経て二〇世紀の半ばころまでには国際慣習法上のユス・コーゲンス（強行規範）となっていたことが認められるから、そのような強行性の高い国際慣習法として日本をも拘束していたものと認めるのが相当である。」と判示した<sup>50)</sup>。

もっとも、最近の判例は、慣習国際法の成立要件について、詳細な検討を行うことなく判断しているように思われる。たとえば、中国人「慰安婦」二次訴訟において、2002年3月29日、東京地裁は、「国際慣習法の存否」について、「ヘーグ陸戦条約3条の国家実行例……をみても、交戦相手国の行為により損害を受けた個人が当該交戦相手国に対し損害賠償請求権を有することを示す相当数の国家実行例の積み重ねによる国際慣行があるとは認められず、このほかに、個人の請求権を認めた個別の条約（ヴェルサイユ平和条約等）の履行とは無関係に個人の請求権を認めた相当数の国家実行例の積み重ねによる国際慣行があるとの証拠もない。」から、原告ら主張の国際慣習法の存在を認めることはできない、とした<sup>51)</sup>。

#### 4 国際法と国内法との関係：直接適用可能性または自動執行性の問題

この問題も、シベリア抑留事件でみたとおりであり、多くの「戦後補償裁判」が「国際

---

49) 判タ894号197頁。その他、フィリッピン従軍慰安婦訴訟、前掲判決（注42）、英米豪NZ元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟、前掲判決（注43）参照。

50) 判時1741号40頁。しかしながら、被害者たる個人が義務違反をした国家に対して、個別的、具体的に損害賠償請求権と有するものであると当時解釈されていたとまで認めることはできない、とされた。

51) 判時1804号50頁。山手教授は、本判決の「国際法に基づく請求について」は、類似の判例において繰り返し論じられてきたので、判旨は比較的簡潔にまとめられている、と述べている。山手「前掲論文」（注40）629頁。

法の直接適用可能性」ないし「自動執行力」(これらの用語は相互互換的に用いられることがほとんどである)の問題を扱っている。

阿部教授は、おそらくバーゲンサルの議論に依拠しながら、直接適用可能性の概念は元来国際的平面での問題であり、国内裁判所で問題とされるべき自動執行性の概念とは区別して理解されなければならないとし、充足困難な主観的・客観的要件の具備を求める直接適用可能性の概念が自動執行力の概念に合一化されることによる危険性を指摘する<sup>52)</sup>。これに対して、広瀬善男教授は、同じくバーゲンサルを引きながら、条約の「自動執行性」の有無が国内憲法体制上で「受容」制度と「変形」制度のいずれをとっているかによって左右されることが了解されており、日本を含めた「受容」制度をとる国では、「自動執行性」はすなわち「直接適用可能性」を意味し、英国のように「変形」制度をとる国では「自動執行性」制度を原則的に認めていないのだから「直接適用可能性」もないということになり、こうしてみると、条約の「自動執行性」と「直接適用(可能)性」の区別は実益に乏しい、とする<sup>53)</sup>。

この問題の先駆的研究者である岩沢雄司教授は、最近の国際法テキストで、この問題について、簡潔かつ的確に整理をしている<sup>54)</sup>。すなわち、「国内適用可能性、すなわち国内における直接適用可能性 (direct applicability) とは、国際法が国内においてそれ以上の措置なしに直接適用されるかという問題である。」(太字原文、以下同じ)とされ、「この問題はフジイ事件によって一躍注目を浴びるに至」り、「この事件をきっかけとして、**self-executing** という用語は、ヨーロッパ諸国や日本など条約が国内的効力をもつ国で普通に用いられるようになった。」と述べる。そして、「国内適用可能性の概念」として、「国際法が国内で直接適用されるのは、個人の権利義務を創設している場合には限られない。」のであり、「国際法の国内適用可能性は、国際法の国内的効力や国内的序列と同じように、国内法が決定する問題というべきであろう。」さらに、「国内適用可能性の基準」を主観的基準と客観的基準に分けて考察し、前者については、当事国の意思が直接適用可能性の基準とされることが多いが、それを基準とすると、ほとんどの条約は直接適用可能でないことになってしまうだけでなく、当事国の意思は存在しないことがほとんどである。後者については、基準の明確性をあげる<sup>55)</sup>。

52) 阿部浩己『国際人権の地平』(現代人文社、2003年)82頁以下。

53) 広瀬「前掲論文」(注47)142頁。

54) 岩沢雄司「前掲」(注32)106-108頁。

55) 岩沢教授は、「国内法は、直接適用であることが『推定』されている。直接適用可能であることがしいて立証されることなくして、直接適用されている。国内法は、直接適用可能でないと主張される場合にこそ、その根拠が詳しく論述されている。それならば、条約も、国内法に受容され国内において法としての効力をもつことが承認された以上は……国内法と同じように、直接適用可能であることが」

典型的な判例をみることにしよう。宋神道事件一審において、原告は、「そもそも条約が国内法に受容され国内で法規として効力をもつことが承認されている以上は国内法と同様に直接適用可能である（自動執行力をもつ）ことが推定されるべきであるから、一般に条約の直接適用可能性（自動執行力）の要件とされる主観的要件はそれを排除する明確な意思がない限り、原則的には要件として満たされていると考えられるべき」とし、また客観的要件としては、「(1) 抽象的概念を含むものではないこと、(2) 条約の執行に必要な機関及び手続が定められていることが要求される。」として、これらの要件が満たされていると主張した。これに対して、判決は、「強制労働条約に基づく損害賠償請求権について」、「我が国においては、一般に条約は公布により当然に国内的効力をもつに至る（憲法七条一号、九八条二項参照）が、このことと裁判所がそのまま条約を国内法として直接適用して個人と国家との間の法的紛争を解決することができるかどうかとは、おのずから別の問題である」とし、「条約によっては、そのまま国内法として直接適用可能であるような規定をもつものがあるが、……条約の特定の規定が国内法として直接適用可能であることを肯定するためには、その規定について、条約の成立過程などから個人の権利義務を定め直接に国内裁判所で執行可能な内容のものとする締結国の意思が確認できるといういわば主観的要件と、個人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に規定されその内容を具体化する国内立法等をまつまでもなく国内的に執行可能であるといういわば客観的要件とがともに認められることを要すると解すべきである。」として、本件全証拠によっても、右の主観的要件があることも客観的要件があることも認められないと判示した<sup>56)</sup>。

ところが、最近の判例には、主観的要件および客観的要件の主張に直接答えていないものがある。たとえば、中国人「慰安婦」二次訴訟東京地裁判決は、「ヘーグ陸戦条約は、個人の国家に対する請求権を認めたものではないから、我が国がヘーグ陸戦条約を締結したことにより仮に同条約が我が国で国内法としての効力を有するに至ったとしても、そのことによってヘーグ陸戦条約の内容が変わるわけではなく個人の請求権が発生するものではない。」とし<sup>57)</sup>、また、2005年5月13日の、平頂山事件東京高裁判決も、控訴人らの請求が国内法として受容された国際法に基づく、との主張に対して、「ヘーグ陸戦条約3条自体が上記のように被害を受けた個人に直接相手国への損害賠償を請求し得ることを認めた規定ではないのであるから、我が国が条約について受容方式を採っているからといって控

---

、【推定】されてしかるべきではないか。」と述べる（傍点原文）。岩沢雄司『条約の国内適用可能性』（有斐閣、1985年）301頁。

56) 訟月48巻3号718頁。

57) 前掲判決（注51）。

訴人らはヘーグ陸戦条約3条に基づいて被控訴人に損害賠償請求をすることはできない。」と判示した<sup>58)</sup>。もっとも、同判決は、それに続けて、「控訴人らの主張する『受容』の意味がヘーグ陸戦条約やその前提となるヘーグ陸戦規則が国内法の規範的内容になるという意味であれば、それは我が国の国家賠償法1条1項や民法709条に基づく損害賠償請求の責任を判断する上での基準となるということはでき」、「その場合であっても請求の根拠となるのはあくまでも国家賠償法1条1項や民法709条であって、ヘーグ陸戦条約3条そのものでない。」としたのである。こうして、最近の判例においては、わが国における国際法と国内法との関係についても、ほとんど考察されることなく判断が下されるという傾向が一部でみられるように思われる。

ここで、下田事件判決にいう「国際法違反である以上、国内法においても不法行為であると解する余地は十分考えられる。」の部分に戻りたい。この部分は、「戦後補償裁判」に大いに参考になると思われる。すなわち、これまでの判例を見る限り、国際法と国内法の問題は截然と区別され、たとえ、当該行為の「国際法違反」を認めた場合でも、そのことから個人の国内裁判所における損害賠償請求権はでてこないとされ、また、原告勝訴判決は、国際法違反行為とは関係なしに、民法上の不法行為責任、安全配慮義務違反、あるいは国家賠償法に基づかせてきた。

当該「国際法上の権利」が、日本国憲法98条2項にしたがって「受容」され、あるいは「国内法化」された「権利」であるならば、その権利を侵害する行為は、国内法上、不法行為となるのであり、あとは、国内的な手続に基づいて損害賠償をすればよいことになるのではないか。「国際法上の権利」にそれを実施する「国際的な手続」の存否は、国際的なレベルでは当然に問題となりえても（この場合にこそ、「国際法上の権利主体」が問題となる）、国内的レベルでは関係がないのではないか。ヘーグ陸戦条約3条、あるいは強制労働条約14条から、国内法を経由することなく、国内裁判所において、直接個人の損害賠償請求権を引き出しうるとの主張については別に検討する必要があるが、平頂山事件東京高裁判決が述べた「『受容』の意味がヘーグ陸戦条約やその前提となるヘーグ陸戦規則が国内法の規範的内容になるという意味であれば、それは我が国の国家賠償法1条1項や民法709条に基づく損害賠償請求の責任を判断する上での基準となるということはでき」の部分は、下田事件判決と通じる判断であり評価できる。わが国の憲法体制においては、わが国を拘束する国際法の違反は、国内法において不法行為となるのであり、国内裁判所は、強制労働条約やヘーグ陸戦規則等の違反は、国内法上の不法行為であるとして扱えばよい

58) 判例集未掲載。

のである。

## 6 平和条約等による請求権の「放棄」<sup>59)</sup>

わが国の「戦後補償裁判」において、たとえ、戦争犠牲者である個人の損害賠償請求権が認められたとしても、当該個人の所属する国家が、平和条約等で「請求権を放棄」した場合、国民の請求権も放棄されたときみなされるのか否かの問題が、近年とくに大きな争点となってきた。対日平和条約および日ソ同宣における請求権放棄条項の意味をめぐっては、前述のようにすでに下田事件およびシベリア抑留事件においても問題とされ（これらにおいては、原告が「国民の請求権も放棄」と主張し、被告国は「外交保護権のみ放棄」と主張したことは前述のとおりである）、「戦後補償裁判」においても早い時期から争点となっており、この問題は、とりわけ、国民の請求権とは、国民に対する所属国の「外交的保護権」に限られるのか否か（山手教授のいわゆる「外交保護権のみ放棄論」）、さらには、2000年前後からの新たな国の主張、すなわち、「国民の請求権は放棄されていないが、相手国はそれに応ずる法的義務はない」などとする主張をめぐって判例上の大きな争点となってきたのである<sup>60)</sup>。

山手教授は、わが国でのみ「外交保護権のみ放棄論」が主張されるようになった経緯を明らかにし、1991年8月27日の参議院予算委員会における当時の柳井条約局長答弁に言及し<sup>61)</sup>、1990年代末から2001年にかけて部分的ながら国が敗訴する事件が生じてきたこと、さらに2000年カリフォルニア州北部地区米国連邦地裁の判決が、わが国の戦後補償訴訟判決のあり方に衝撃を与えたことが、オランダ元捕虜・民間抑留者訴訟控訴審における国の準備書面となったととらえ、やがて「被告国と原告側との熾烈な論争が展開されることに

59) この問題は、今後の「戦後補償裁判」の行方を左右しかねない極めて重要な論点であるが、すでに最近までのほとんどすべての判例をも精査した山手治之教授および浅田正彦教授による詳細な研究がなされており、本稿では、詳細な考察は控え、後の検討課題としたい。とりあえず、以下の論考を参照したい。山手治之「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件―日韓請求権協定2条の解釈を中心に―」『京都学園法学』2004年2・3号（2005年）53-74頁、同「名古屋三菱挺身隊第一審判決（2005年2月24日）―日韓請求権協定第2条の解釈を中心に―」『京都学園法学』2005年1号（2005年）91-159頁、同「中国人『慰安婦』二次訴訟東京高裁判決について―個人請求権の放棄を中心に―」『立命館法学』300・301号（2006年）628-718頁、浅田正彦「日華平和条約と国際法（五）」『法学論叢』156巻2号（2004年）1-64頁。

60) 日韓請求権協定2条をめぐるこうした争点の経緯について、山手「名古屋三菱挺身隊第一審判決」（注59）121頁以下、中国関係については、同「中国人『慰安婦』二次訴訟東京高裁判決について」（注59）655頁以下に詳しい。

61) この柳井答弁の日付をもって、消滅時効の起算点とした判決として、不二越事件富山地裁判決がある。判タ941号183頁。

なった。」と考察する<sup>62)</sup>。

「個人請求権の放棄」について、山手教授の上記諸論考における詳細な検討があるので、現時点で、それ以上述べることはほとんどないが、不二越第2次訴訟における、2005年3月28日付の被告国「第2準備書面」は、「日韓請求権協定による請求権の放棄（原告第6準備書面）について」20頁以上にわたって詳細に論じていて興味深いので、その内容を紹介しておこう<sup>63)</sup>。

原告らの主張する「外交保護権の放棄という構成」について、原告らは、宮澤総理大臣の談話や柳井条約局長の国会答弁を引用して、① これらの談話・答弁の内容は、日韓請求権協定による請求権の放棄の定めが個人の請求権を放棄したものではないことを示しているとし、また、② 被告国が答弁書において述べた日韓請求権解釈と従来の政府見解とが変遷しているとして、答弁書で指摘した柳井条約局長の平成6年答弁も「政治的意図により変更された」ものであるかのように主張する。しかしながら、被告国の主張は、従前から一貫しているところであるとして（本準備書面正本33-44頁）、以下の諸問題を順次検討する。すなわち、「請求権条項の意義について」（44-46頁）、「サン・フランシスコ平和条約14条(b)の解釈」（46-50頁）、「国会答弁及び米国政府の意見等について」（50-53頁）である。これらの項目は、概ね日中関係の訴訟とも対応するものであろう。次いで、準備書面は、「日韓請求権協定2条について」について、次のように述べる。

「サン・フランシスコ平和条約について上記述べたことは<sup>64)</sup>、日韓請求権協定2条についても同様に妥当するのであって、同協定2条に関する日本政府の見解が、上記のサン・フランシスコ平和条約14条(b)の解釈と同様であることはむしろ当然といえる。（ここで、1965年11月5日開催、第50回国会衆議院「日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会」における椎名外務大臣答弁を引用し=五十嵐）この答弁は、日韓請求権条約自体によって、日本国民の財産、権利及び利益並びに請求権が国内法的に消滅するわけではないが、国際法上の概念である外交保護権の観点からい

62) 山手「中国人『慰安婦』二次訴訟東京高裁判決について」「前掲論文」（注60）655-660頁。中国人戦争被害者賠償請求弁護団によれば、2001年ころになって、除斥期間や国家無答責の適用が否定される判断が出されるようになったころ、国側は、すべての訴訟において新たな主張を提出してきた、それが「請求権放棄論」である。中国人戦争被害者賠償請求弁護団編『砂上の障壁—中国人戦争補償裁判10年の軌跡』（日本評論社、2005年）252-253頁。

63) 本準備書面は、本件弁護団より入手した。

64) 先に、次のように述べている。「このような条約締結当時の経過からすれば、サン・フランシスコ平和条約14条(b)にいう「請求権の放棄」とは、日本国及び日本国民が連合国民による国内法上の権利に基づく請求に応ずる法律上の義務が消滅したとして、これを拒絶することができる旨定められたものと解するべきである。」

えば、日韓請求権協定の結果、日本国民の財産、権利及び利益並びに請求権について、韓国がこれをいかに処分しようとも（したがって、日本国民の請求権が韓国において救済されなくとも）、日本国として、韓国に対し、異議を唱えることができない、すなわち、韓国及びその国民は日本国民の請求に応じる法的義務がないということを述べたものであることは明らかであり、その構造は、被告国の主張と同一なのである<sup>65)</sup>。

このように、日本国政府の日韓請求権協定2条の解釈には変更はないのである。そして、原告らが指摘する宮澤首相（当時）の談話・答弁は、上記のような被告国主張のような理解を前提として、わが国における司法上の救済の可否は別としても、わが国裁判所に訴えを提起すること自体は妨げられない旨を述べたにすぎず、また、柳井条約局長の平成3年の政府答弁もまた、椎名悦三郎外務大臣の答弁と同様に、国際法上の概念である外交保護権の観点から、請求権放棄の効果を説明したものにすぎないのであって、何ら、原告らの主張を裏付けるものではない。」(53-54頁)。

以上のような「国の主張は一貫している」との議論をここで検討する余地はないが、「戦後補償裁判」の原告は、国の主張だけでなく、山手教授が精緻に展開してきた解釈論をも批判的に検討する必要に迫られていることだけは確かである。

#### IV 日本の「戦後補償裁判」に対する外国での評価

わが国の判例が諸外国の国際法テキストや論文で紹介されることは下田事件以来ほとんどないことであった。しかしながら、たとえば、「従軍慰安婦」問題は、90年代半ばにクマラスワミ報告書、マクドゥーガル報告書において検討の対象とされ、また、旧ユーゴおよびルワンダ国際刑事裁判所の設置など、国際人権法および国際人道法への関心の高まりを背景に、第2次世界大戦中に諸国でなされたさまざまな残虐行為の被害者が裁判所に損害賠償を提起するようになり、当然のことながら、わが国の判例も注目を集めることになったといえよう。もっとも、わが国の判例を中心に考察した論考は今のところ見当たらず、いずれもが、ほとんど拙稿<sup>66)</sup>を含め、日本人研究者による英文での関連論文または判例紹介、あるいは新聞記事といった二次的資料に基づいたものである。この点で、残念ながら、言葉の壁は如何ともしがたいものがある。

Cassese は、「国内裁判所は国際法規則を実施しうるか」の項目の下に、日独の裁判所は、

65) 山手教授は、最近の国の主張として名古屋三菱挺身隊訴訟の例をあげるが、本準備書面とはほぼ同旨である。山手「名古屋三菱挺身隊第一審判決」(注59) 158頁。

66) Igarashi, *supra* note 3.

申し立てられた違法な外国の主権的行為に対する裁判権を排除する傾向があるとして、下田事件に言及し、しかしながら、より最近日本の地方裁判所は、日本軍により外国人に対してなされた行為に関してやや異なるアプローチをとってきたとして、いくつかの事例においては（従軍慰安婦、強制労働、中国における日本軍による生物兵器の使用）、事実を確証しつつ、損害賠償請求権を棄却したが、若干の事例においては、最高裁が日本に対する外国人の請求を通常棄却する根拠としてあげるさまざまな原則を支持しないものがあるとして、関釜事件山口地裁下関支部判決および強制労働新潟地裁判決をあげている<sup>67)</sup>。また、「武力紛争における暴力への法的規制」の章において、「法の遵守を確保する諸手段」の項目の下に、しばしば国際人道法違反に対する補償請求が、個人により加害国に対して、外国または加害国の裁判所に提起されるとし、通常、国家は、戦争行為に対して主権免除を享有するとの根拠で棄却されるか（例として、フィリピン従軍慰安婦訴訟東京地裁判決およびオランダ元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟東京地裁判決）、または、国際法上、個人は損害賠償請求権を有しないされるかであるが（例として、中国山西省性暴力事件東京地裁判決）、他方で、裁判所が請求を認めた例として、デリストモ事件ギリシャ最高裁判決およびフェリーニ事件イタリア破棄院判決と並んで関釜事件山口地裁判決をあげている<sup>68)</sup>。

また、国際法協会（ILA）が2003年5月に立ち上げた「戦争犠牲者に対する賠償に関する委員会」により進められている作業が注目される。2004年3月、委員会の「背景報告書」が提出された<sup>69)</sup>。

報告書は、「歴史的発展」の考察の中で、ヘーグ条約3条について、「之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス」は、確かに部分的には、最終的に不法行為の犠牲者の利益になることを目的としたものであるが、同規定は個人自身によりこの賠償を請求する権限を個人に与えることを求めているとし、その理由を、2条は条約が「締約国」間に適用されると規定し、条約のどこにもこの賠償の直接の受益者もしくは請求者として個人を名指ししていないから、条約違反の賠償は、国家間レベルにおいてのみ請求されうると述べる。そして、

67) Cassese, A., *International Law* (2<sup>nd</sup> ed.) (Oxford U.P., 2005) pp. 307-308. なお、日本の判例は、申恵丰論文、Shin Hae Bong, “Compensation for Victims of Wartime Atrocities: Recent Developments in Japan’s Case Law”, *Journal of International Criminal Justice* 3 (2005), pp. 187-206 に依拠している。

68) *Ibid.*, p. 427.

69) International Law Association: Committee on Compensation for Victims of War, *Compensation for victims of war—Background Report—*, prepared by Rainer Hofmann and Frank Riemann, 17 March 2004. 本報告書は、ILA のサイト [http://www.ila-hq-org/html/layout\\_committee.htm](http://www.ila-hq-org/html/layout_committee.htm) で入手可能。(accessed on 25/2/2006)

米、独、伊、日の判例に言及し、日本の判例として中国人731部隊被害者訴訟東京地裁判決、香港軍票事件東京高裁判決、およびオランダ人元捕虜事件東京高裁判決をあげている<sup>70)</sup>。

また、「日本との平和条約」について、次のように述べる。戦後補償の解決に関する日独間の基本的違いは、ドイツとの和平プロセスがいくつかの段階において行われたのに対して、日本は1951年サンフランシスコにおいて正式の平和条約を締結したことである。この協定は、現代の平和条約に典型的なすべての問題に関する規定を含んでいた。すなわち、領土問題、政治的事項、財政的および経済的要素が含まれた。同条約は、また日本が戦時中に侵略した諸国家の政府に、原則として、賠償を支払う義務を承認した。しかしながら、同条約は、それ以上の詳細に入ることなく、正確な賠償の決定を後の二国間協定にゆだねた。米国はその賠償権を放棄し、中国（中華人民共和国）もそうであった。他の諸国との二国間協定は、相対的に小額の賠償額を定めた。これらほとんどの協定は、日本に対する個人による請求を認めなかった。全体的に、日本との戦後補償協定は、受入国が個人の請求を排除しつつ、分配するという、一括補償支払いをともなう明らかに伝統的な国家間の性質を示すものであった<sup>71)</sup>。

具体的な訴訟原因として、強制労働、「従軍慰安婦」および細菌戦について、わが国の事例をあげている。強制労働について、日本において、第二次大戦中の強制労働に対して日本国に補償を求める元捕虜によって提起されたいくつもの訴訟においては、裁判所が、原告がその請求に依拠した国際法諸規範、とりわけヘーグ条約第3条が、外国政府から直接に賠償を請求する権利を個人に付与していないと判示したが、2002年4月、15人の中国人男性が福岡地裁において、第二次大戦中に炭鉱で働くために日本に強制連行されたとの理由で、三井鉱業に対する128万 US ドルを上回る裁定額を受けた<sup>72)</sup>。

「従軍慰安婦」について、日本政府は、また、いわゆる「慰安婦」訴訟に直面した。この用語は、第二次大戦中、日本により占領された地域、そのほとんどは朝鮮、フィリピンで生活し、日本軍により性的奴隷となることを強いられた約20万人の女性に関係する。

日本の裁判所における多くの事例で、原告は日本政府からの謝罪（日本政府は、約10年前まで女性たちは私企業により自発的に雇用されたと主張していた。1991年、女性たちが収容された慰安所が日本軍により経営されていたことを証明する公文書の発見が、この主張を崩壊させた。）と賠償を請求した。慣習国際法およびヘーグ条約3条に基づくすべて

---

70) *Ibid.*, p. 8. もっとも、同条について、個人の損害賠償請求権を主張する見解として、オランダ元捕虜・民間抑留者訴訟に提出されたカルスホーベン教授らの意見書をあげている。報告書中の（注）は省略する。

71) *Ibid.*, p. 13.

72) *Ibid.*, p. 23.

の請求はこれまで拒否されてきたが、1998年の判決（関釜事件）のみが、憲法上の義務を根拠に（裁判所は主に憲法上の立法不作為に依拠した）、韓国人慰安婦に対する日本占領下になされた危害に対して謝罪し、および賠償を認めた。しかしながら、本件は控訴審で覆された<sup>73)</sup>。

細菌戦について、2002年8月、東京地裁は第2次世界大戦中に中国における日本の細菌戦争の中国人犠牲者約100人により提起された賠償請求を拒否した。裁判所は、細菌戦により加えられた損害は恐ろしく、甚大であったこと、および現に消滅した日本軍は、その戦争行為が非人道的であったとの判断から容赦されえなかったことを認め、日本が第2次世界大戦中に中国で細菌戦を行ったこと、は認めた。それにもかかわらず、国家責任は既に国際法の下で解決されてきたと判示し、さらに個人は国家に対して賠償を要求する権利を有しないと論じたのである<sup>74)</sup>。

*Journal of International Criminal Justice* 1 (2003) は、国家の人道法違反に対する個人の請求権を扱ったシンポジウムを特集していて興味深い。わが国の事例について2つの論考が言及している。Gattini は、戦争損害に対する個人の請求権は、裁判適合性がないという文脈において、対日平和条約に言及し、同条約14条(b)での連合国の請求権の放棄、19条(a)での日本の請求権の放棄は、明らかに最終的な解決として意図されたものであり、戦争関連のすべての問題を平和条約により今回限りに解決されたとみなす日本の断固とした立場は、「従軍慰安婦」のような特別の問題に関して実際批判されてはきたが、同じ平和条約は、下田事件がそうであったように、しばしば日本国民の不利益にも適用されてきたことを忘れてはならないと、わが国の「戦後補償」諸判決を考慮しつつ述べている<sup>75)</sup>。もっとも、Gattini の主張で興味深いことは、すべて満足のいく、そして国際的に拘束する解決に達するようにするのは、政府の役割であり、しかし、国家はいかなる請求も自由に放棄し、いかなる解決に達することも自由であることにはならないのであり、ユス・コーゲンスに属する人道的規則の違反を相互に容認し得ないから、かかる事情において、個人の請求は、なるほど国際法において曖昧に基礎付けられてはいるが、国家を国際法にしたがった解決に至らしめるよう駆り立てる有益な効果を持ちうるというのである。

Micaela Frulli は、「国家実行、ヘーグ条約3条、1977年第一追加議定書91条および慣習国際法のその後の解釈」について検討する中で、次のように述べる。すなわち、第2次世

73) *Ibid.*, pp. 25-26.

74) *Ibid.*, p. 27.

75) Gattini, A., "To What Extent are State Immunity and Non-Justiciability Major Hurdles to Individuals' Claims for War Damages?", *Journal of International Criminal Justice* 1 (2003), pp. 364-365.

界大戦中に引き起こされた損害に対する賠償の支払いに関係するいくつかの事例が日本政府に対して提起されてきたが、それらは、日本人および外国人双方によるものであり、必ずしもヘグ条約3に依拠していないが、奴隷労働者、慰安婦、軍事的義務を強制された朝鮮人、生物実験の犠牲者であった中国人、および連合国の捕虜により提起された請求をみると、それらのすべてが棄却されてきたことを示している。日本の裁判所は、次のように論じてきた。第1に、賠償を求める個人の権利はさまざまな国家と締結された平和条約より放棄された、第2に、賠償を求める権利は、直接行使されえず、外交的保護の伝統的手段を通じてのみなされる、そして、時の経過は裁判権の行使を妨げる（時効・除斥期間）というものである。ヘグ条約3条に関して、旧オランダ軍捕虜が蒙った損害について日本に対する賠償を請求する決定において、東京地裁は、3条を敵国国内裁判所で損害の支払いを求める権利を個人に付与するものではないと解釈している。しかしながら、控訴審で覆されたとはいえ、関釜事件地裁判決は、異なる方向での重要な試みを記すものであった<sup>76)</sup>。

Dolzer は、日本とドイツとの間の法的地位の展開における主な相違は、ドイツとの平和創造のプロセスがいくつかの段階を経て行われたのに対して、日本は、サンフランシスコで受け入れた公式の平和条約を提供されたことであるとし<sup>77)</sup>、個人請求を賠償の政府間調整に組み込む基本原則は、サンフランシスコ条約14条(b)において表現され、日本の裁判所は、一貫して、ヘグ条約およびジュネーブ条約は、たとえ、個人に利益を与えると意味されるにせよ、個人の請求の根拠として役立つとは解釈されえないと見なしてきた、と述べる<sup>78)</sup>。平和条約締結後、日本は、先の占領した諸国と特別の状況に適合する多くの二国間条約を締結したが、受入国政府が特別に被った戦争犠牲者の必要を満足させるためにその国民に支払い、その他の種類の賠償を分配したかどうかを示すいかなる正確なデータもない。しかしながら、この問題の一般的見解は、この点で疑問を示すかもしれない。いわ

76) Frulli, M., "When Are States Liable Towards Individuals for Serious Violations of Humanitarian Law? The Marković Case", in *ibid.*, pp. 419-420.

77) この部分は、前述のILA報告書が依拠したものである。

78) Dolze, R., "The Settlement of War-Related Claims: Does International Law Recognize a Victim's Private Right of Action? Lessons after 1945", 20 *Berkley Journal of International Law* (2002), pp. 312-313. その他、Bottingliero は、国内的に、国家の個人に対する直接の損害賠償義務に有利な議論は、これまでは多くの支持を集めてこなかったとして、わが国の判例に言及し、上敷香事件東京地裁判決、平頂山事件東京地裁判決、中国人731部隊被害者訴訟東京地裁判決をあげ、原告勝訴事件として、毒ガス遺棄事件第1次訴訟東京地裁判決をあげ、若干の判旨を紹介している。Bottingliero, H., *Redress for Victims of Crimes Under International Law*, (Martinus Nijhoff Publishers, 2004, pp. 84-86.

ゆる慰安婦事件において、山口地裁は、関釜事件において、1998年もっとも注目すべき判決を下した。裁判所は、重大な人権違反に対して賠償する傾向があることに注目し、その請求を認める決定を国際法というよりも国内法に基礎付けた。この線に沿って、裁判所は、日本政府は、この種の犠牲者に対して賠償する立法義務があったと述べた。また、人道的考慮は、日本政府をして、サハリンにおいてその家族から分離された韓国人、韓国人原爆被害者、戦時中日本軍に仕えている間に損害を受けた旧台湾人兵士といった特別の、狭いグループに一定額を支払うよう導いた。このように Dolzer は述べている。

以上、わが国の「戦後補償」判決が外国においてどこまで正確に理解されているか若干の疑問もないではないが、ほとんどの「戦後補償裁判」において、個人の請求権が否定される中で、関釜事件地裁判決が注目されていることは確かだといえよう。

## V お わ り に

石本泰雄教授は、「国際法の構造転換」を「それは、これまでの『国家』間の利害調節に終始した国際法規範が、いまや『人』レベルに拡大する過程にほかならない。」と述べるが<sup>79)</sup>、「戦後補償裁判」もまさにこの過程にあるものと思われる。国連人権委員会の1990年代以降の活動、そして、2005年4月、賛成40—反対0—棄権13で採択した「重大な国際人権法、国際人道法違反の被害者が救済および補償を受ける権利に関する基本原則およびガイドライン」<sup>80)</sup>にもその過程をみることができよう。

下田事件判決は、「国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことは、到底一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは多言を要さないであろう。高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとは到底考えられない。われわれは、本訴訟を見るにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである。」と締めくくった。それから40有余年、どれほど状況が変化したのだろうか。

国際法は、一方で国際人道法の発展（国際刑事法も含めて）、他方で国際人権法の発展があいまって、犯罪者の処罰の拡大と、被害者の救済の拡大の双方を着実に追及してきたように思われる。こうした傾向が、逆戻りすることは考えられず、日本の「戦後補償裁判」がこうした発展を促す契機の一つを提供してきたことは疑いなかろう。

79) 石本泰雄『国際法の構造転換』（有信堂、1998年）28頁。

80) 2005/35.

確かに、日本の「戦後補償裁判」を概観する限り、すでに述べたように、国際法を直接適用して個人の損害賠償請求権を認めた判例は存在せず、その意味では、国際法の発展への貢献という観点からは、むしろ否定的な結論を導きだすことができるかもしれない。

しかしながら、あえて、肯定的な側面を見出そうとすれば、国際人道法または国際刑事法が加害者の処罰を可能にする方向で発展しつつあるように、「戦後補償裁判」は、広い意味では、同じく、国際法における個人の地位について大きな関心を喚起し、より具体的には、被害者個人の救済をいかに可能にすることができるのかという関心につながってきたといえよう。先に述べた「基本原則およびガイドライン」が近い将来条約化されるといった楽観論は慎むべきだとしても、こうした方向で国際法が着実に発展していくことは疑いなく思われるのである。第2次世界大戦の加害国であったわが国が、将来の国際法の発展に貢献できる貴重な機会である。もとより、それは、司法の場でのみ期待されるものではなく、行政、立法さらには市民団体などさまざまな分野で行われるべきものであろう。

〔付記〕 本稿は、国際法学会2005年度秋季大会において行った報告「日本の『戦後補償裁判』と国際法」（2005年10月9日）をもとに、これに大幅な加筆・修正をしたものである。